



「資源とごみの分別マニュアル」 変更内容早わかりガイド



令和6年4月から、発火のおそれがあるごみを
「発火性危険物」として収集しています。

変更前



変更後



主な変更内容 (詳しくは、この用紙の見開きをご覧ください。)

- ① 発火性危険物となるごみの出し方を決めました
(分別マニュアル6ページ、10～14ページ)
- ② スプレー缶の穴開けは、不要としました
(分別マニュアル6ページ)
- ③ 家庭ごみ・資源物収集日程表の内容が変わりました
(分別マニュアル3ページ)
- ④ 50音順分別辞典の内容の一部が変わりました
(分別マニュアル25～37ページ)

このガイドは、「資源とごみの分別マニュアル」
(令和5年3月作成) と一緒に保管してご利用
ください。



①発火性危険物となるごみの出し方を決めました (分別マニュアル6ページ、10～14ページ)

燃やさないごみへのリチウムイオン電池などの混入による発火が後を絶たず、収集車両や清掃施設に大きな損害を及ぼす危険性があります。

発火を防止するため、発火のおそれがあるごみを「**発火性危険物**」として、まとめて収集することとしました。



東清掃センター内の
発火の様子

ステップ1 発火性危険物を分ける

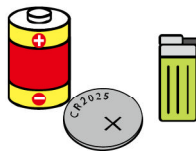
発火性危険物に該当するもの



リチウムイオン電池
などの充電電池



充電式の小型家電製品



乾電池・ライター

中身は使い切って



スプレー缶・
カセット式ガスボンベ

ステップ2 電池をテープで絶縁する

端子部分に布ガムテープや絶縁テープを貼り、絶縁してください。



ステップ3 袋に入れる

市の指定袋はありません。

市販の無色透明な袋（縦80cm、横65cm以内）に入れて、指定された日に集積所に出してください。



同じ袋で
OK

②スプレー缶の穴開けは、不要としました (分別マニュアル6ページ)

これまで、スプレー缶やカセット式ガスボンベは、使い切った後に穴を開けてから「資源カン」として出すこととしていましたが、令和6年4月から、使い切った後の穴開けを不要とし、「**発火性危険物**」として出すこととしました。

※穴を開けた場合も、「**発火性危険物**」として出させていただきますようお願いいたします。



③家庭ごみ・資源物収集日程表の内容が変わりました (分別マニュアル3ページ)

「発火性危険物」の収集開始などに伴い、分別マニュアル3ページ「家庭ごみ・資源物収集日程表」の一部が変更となっています。収集するごみの種類に変更がある曜日は、お住まいの地区によって異なりますので、下記の表や家庭ごみ・資源物収集カレンダーをご確認くださいようお願いいたします。

※乾電池やライター、充電電池の収集日がこれまでと変わっていますので、ご注意ください(「発火性危険物」の収集日に出してください。)

【地区別】 収集するごみの種類に変更がある曜日

分別マニュアル3ページの収集日程表で、収集するごみの種類が下のよう
に記載されている部分が、
変更となる部分です。

燃やせるごみ(赤)	ダンボール・資源布
乾電池・ライター	蛍光管類
小型充電式電池等(黄)	充電式小型家電等(黄)



A-1 地区

木曜日	第1・3金曜日
燃やせるごみ(赤)	ダンボール 資源布(黄) 蛍光管類 発火性危険物(透明の袋)

A-2 地区

第1・3火曜日	木曜日
ダンボール 資源布(黄) 蛍光管類 発火性危険物(透明の袋)	燃やせるごみ(赤)

B-1 地区

第1・3木曜日	金曜日
ダンボール 資源布(黄) 蛍光管類 発火性危険物(透明の袋)	燃やせるごみ(赤)

B-2 地区

第1・3月曜日	金曜日
ダンボール 資源布(黄) 蛍光管類 発火性危険物(透明の袋)	燃やせるごみ(赤)

④50音順分別辞典の内容の一部が変わりました (分別マニュアル25～37ページ)

分別区分(出し方)が「使用済小型家電」「小型充電式電池等」「充電式小型家電等」「乾電池・ライター」になっているものは、
全て「発火性危険物」に変更となります。

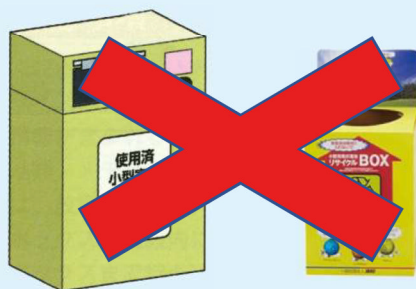
※『VICSユニット(P.34)』のみ、分別区分は「燃やさないごみ」に変更となります。

『カセット式ガスボンベ(P.26)』『殺虫剤の缶(P.29)』『スプレー缶(P.30)』『ヘアースプレー缶(P.35)』『虫よけスプレー(P.36)』の分別区分は、「資源カン」から「発火性危険物」に変更となります。穴開けは不要です。

『ラッカー(スプレー缶タイプの塗料)(P.37)』の分別区分は、「燃やさないごみ」から「発火性危険物」に変更となります。穴開けは不要です。

その他の変更点

市内8か所に設置していた、使用済小型家電や小型充電式電池等の回収ボックスは、撤去しました
(分別マニュアル11ページ、13ページ)



回収ボックスに出していたものは、「**発火性危険物**」として、集積所へ出してください。

現在、回収ボックスを設置していた場所では、歯ブラシ、ペン、スポンジ、インクカートリッジの回収を行っています。

回収したものは、新しい製品としてリサイクルされています。



歯ブラシ、ペン、スポンジ、インクカートリッジ回収ボックス設置場所

坂戸市役所（千代田 1-1-1）	環境学館いずみ（泉町 3-25-1）
西清掃センター（にっさい花みず木 1-5）	城山地域交流センター（西坂戸 5-34-1）
東清掃センター（赤尾 2292）	東坂戸出張所（東坂戸 2-2）
大家地域交流センター（森戸 445）	入西地域交流センター（新堀 159-1）

家電リサイクル法の対象機器（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）の受入れを始めました
(分別マニュアル18ページ)

令和6年4月から、テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機は、東清掃センター又は西清掃センターに自己搬入した場合に限り、受け入れています。

※搬入の際、手数料及び家電リサイクル券が必要になります。

家電リサイクル券は、郵便局で購入できます。

※フロンガス冷媒式の除湿器・冷風機も受け入れています。

【問合せ】東清掃センター（☎049-284-0690）

西清掃センター（☎049-281-3575）

